

附属機関等の概要

(平成 30 年 4 月 21 日現在)

附属機関等の名称	浦安市中小企業資金融資運営審査委員会
設置根拠	浦安市中小企業資金融資条例第 10 条
設置の趣旨、必要性等	融資に関する事項を審議し、浦安市中小企業資金融資条例の適正な運用を図るため。
設置年月日	昭和 55 年 4 月 1 日
所管事項	浦安市中小企業資金融資に関する事項
公開、非公開の別	非公開
非公開とする理由	申請者の財務状況等から融資の可否について審議する審査委員会のため
非公開の根拠	浦安市情報公開条例第 7 条第 2 号・3 号に該当
委員の人数・任期	5 人・2 年
委員の報酬等	会長 日額 9,500 円 委員 日額 9,000 円
所管部署	市民経済部商工観光課
備考	平成 30 年 4 月 21 日 廃止